

議案第 8 2 号

関市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
及び関市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

関市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び
関市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のと
おり制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市会計年度任用職員の報酬等の全額払いの特例を設けるため、この条例を定
めようとする。

関市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
及び関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

(関市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
一部改正)

第1条 関市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条
例（令和元年関市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「減額」を「減額等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 給与条例第10条第2項各号に掲げるものは、第1号会計年度任用職員の
報酬から控除することができる。

(関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年関市条例第
9号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 給与条例第10条第2項各号に掲げるものは、第2号会計年度任用職員の
給与から控除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。